

# 役員等名簿

( 社会福祉法人中日会 )

役職名	氏名
理事	山田 茂樹
理事	山田 瓊
理事	鈴木 英昭
理事	奥田 芳久
理事	村松 等
理事	入船 百弘
監事	小林 明博
監事	上島 一丈
評議員	水野 照久
評議員	籠橋 芳孝
評議員	宮崎 光博
評議員	長谷川 英樹
評議員	下里 康寿
評議員	芝田 育彦
評議員	加藤 秀伝

## 社会福祉法人中日会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中日会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (理事長、理事等の報酬)

第4条 理事長及び業務執行理事(常勤勤務)の報酬は、別表2により支給する。理事(常勤勤務)の報酬は施設長格付けとします。金額は給料規程給料表に基づき、支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により日当及び旅費を支給することができる。

### (理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (報酬の支払い方法)

第8条 報酬の支払いは月末締めで、翌月10日に源泉所得税を控除し、指定された金融機関の口座に振込み支払うものとする。ただし、やむを得ない事情等がある場合は振込み以外の方法で支払うことができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の意見を聴き、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は令和5年7月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	日額 10,000円	5,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬 (その他手当は施設長同様とする)	月額600,000円	実費
理事報酬 (その他手当は施設長同様とする)	月額400,000円	実費
非常勤理事及び評議員業務報酬等	日額 10,000円	5,000円
監事報酬等	日額 30,000円	5,000円

別表3 (第7条関係)

名 称	報 酬 1 日	実費弁償費
会議など出席報酬	10,000円	5,000円